○農林水産省告示第千六百四十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五五、四九〇円

適用期間　平成二十二年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百四十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十二年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百五十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一二、二七七円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、三四七円

適用期間　平成二十二年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百五十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一〇九、七一五円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、二二五円

適用期間　平成二十二年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百五十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　四八、五五〇円

適用期間　平成二十二年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百五十三号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき農産物検査規格を定めたので、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十二年十月二十八日と定め、公示する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一の一の㈡のイの表愛知県の項中「、愛知一〇八号」を削り、「及びミルキークイーン」を「、ミルキークイーン及びゆめまつり」に改める。

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字吉野迫九六九七の三、黒木町北大淵字滝ノ上一七八の一、字熊ノ内四五四、四五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐とする。

字滝ノ上一七八の一、字熊ノ内四五四、四五五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字市ノ塔二の一五、二の一七、四の一、一〇の五、字ムカエ四四の四、四八、五八の一、字イチノ一三の一三、一二七、一三二、一三六、字宗門一八五の二、一八五の九、一八五の一三、一八五の二〇、字クスノキ一九八の四、一九八の五、字上石坂二〇八、二〇九、二一二の一、二四六の一、二五一の一、二五一の四、字城山七二七の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字長田字酎子口六〇六四、大字宮村字松ケ尾九六四の一四から九六四の二一まで、九六四の三一、九六六、九六七の一、都城市山之口町山之口字才ケ野一九四の六から一九四の九まで、字日当瀬二四八二の一、字中屋敷二五三四の二、二五三四の二四、山之口町富吉字赤田七四六六の六、七四七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字酎子口六〇六四・字松ケ尾九六四の一四から九六四の二一まで・九六四の三一・九六六・九六七の一・字才ケ野一九四の六から一九四の九まで・字日当瀬二四八二の一・字中屋敷二五三四の二・二五三四の二四・字赤田七四六六の六・七四七九（以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに都城市役所及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）